令和5年度要介護度等改善促進報奨金交付要綱

令和5年9月22日 5福祉高介第385号

(通則)

第1条 東京都(以下「都」という。)は、令和5年度要介護度等改善促進報奨金(以下「報 奨金」という。)について、介護サービス事業所に対し、報奨金を予算の範囲内において交 付するものとするし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規 則第141号)の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進事業実施要綱(令和5年6月2日付5福保高介第432号。以下「実施要綱」という。)に基づき、利用者のADL(日常生活動作)及び要介護度の維持改善に資する取組を行った介護サービス事業所に対し、報奨金を予算の範囲内において交付し、もって要介護高齢者の自立支援及び重度化の防止の取組を促進することを目的とする。

(対象事業)

第3条 この報奨金の交付の対象となる事業は、実施要綱第3条第2号に定める事業とする。

(交付対象)

- 第4条 東京都知事(以下「知事」という。)は、次の各号の全てに該当する事業者に対して、 報奨金を交付するものとする。
 - 一 東京都内において、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス (以下「サービス」という。)を提供する事業所(地方公共団体が設置したものを除く。) を運営する法人又は開設者であること。
 - 二 令和5年4月1日(以下「基準日」という。)において、事業者として指定され、別表に掲げるサービスを提供していること。
 - 三 基準日において、介護報酬におけるADL維持等加算(I)又は(II)を算定していること。

(報奨金の交付)

第5条 報奨金は、前条の各号全てを満たした事業所を交付対象とする。また、基準日から引き続き令和6年1月1日(以下「加算判定基準日」という。)に在籍している利用者のうち、当該期間内に要介護度の区分変更及び更新を行った者(死亡や退所等は除く)について、要介護度の区分変更及び更新の前後を比較して算出した要介護度変化値と、前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間に1年当たり 0.1 を乗じて算出した経年変化値を比較し、維持又は改善した場合は、報奨金の額を増額する。

(報奨金の交付額)

第6条 報奨金の交付額は別表のとおりとする。

(報奨金の交付申請)

第7条 この報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別

記第1号様式) に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による報奨金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係 書類の審査等を行い、適当と認めたときは、第12条に掲げる事項を条件に報奨金の交付 決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請事業者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(変更交付申請)

- 第9条 前条の規定に基づく交付決定を受けた者(以下「交付対象事業者」という。)が、この報奨金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第7条の規定に準じるものとする。
- 2 前項の規定に基づく申請は、変更交付申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 この報奨金の交付決定が終了したときは、当該交付決定に係る報奨金の実績について別記第3号様式により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

(報奨金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査 等により、当該報告に係る内容がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合する と認めたときは、交付すべき報奨金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 報奨金の交付の決定に当たっては、報奨金の交付の目的を達成するために、別記の交付条件を付するものとする。

(報奨金の交付方法)

第13条 この報奨金は、確定払により交付する。

(暴力団の排除)

- 第14条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく報奨金の交付の対象としない。
- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

(事務委託)

第15条 知事は、この報奨金に係る事務の一部を、当該事務を適切に行える法人等に委託 することができる。 (事業完了後の調査等)

第16条 交付対象事業者は、報奨金の交付後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に 定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表1 (第4条第2項関係)

対象サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

別表2 (第6条関係)

区分	算定要件	報奨額
1 基礎分	基準日現在、介護報酬におけるADL維	200,000 円
(ADL維持等加算)	持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)の算定	
2 加算分1	基準日から加算判定基準日まで引き続き	1に以下の額を
(要介護度の改善)	在席している利用者のうち、当該期間内に	加算
	要介護度の区分変更及び更新を行った者	200,000 円
	(死亡や退所等は除く。以下「判定対象	
	者」という。) について、要介護度の区分	
	変更及び更新の前後を比較して算出した値	
	(以下、「要介護度変化値」という。) の合	
	計がゼロを下回った場合	
	なお、要介護度変化値は、判定対象者の	
	要介護度の区分を以下のとおり係数化し、	
	加算判定基準日の数値から基準日の数値を	
	減じて算出する。	
	【自立・要支援1=0、要支援2・要介護	
	1=1、要介護2=2、要介護3=3、	
	要介護4=4、要介護5=5】	
3 加算分2	判定対象者について、前回の要介護認定	1に以下の額を
(要介護度の維持)	から今回の要介護認定の期間に1年当たり	加算
	0.1を乗じて算出した値(以下「経年変化	100,000 円
	値」という。) の合計と要介護度変化値の	
	合計を比較し、要介護度変化値の合計がゼ	
	ロ以上経年変化値の合計以下の場合	
4 加算なし	以下の①又は②のいずれかに該当する場合	1の額のみ
(要介護度の重度化、又	① 判定対象者について、要介護度変化値	
は判定不可)	の合計と経年変化値の合計を比較し、	
	要介護度変化値の合計が経年変化値の	
	合計を上回った場合	
	② データの不存在や判定対象者がいない	
	等の理由により、利用者の要介護度の	
	変化を測定できない場合	

別記 交付条件

1 事情変更による決定の取消し等

この報奨金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、交付対象事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、報奨金交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次のいずれかに該当するときは、交付対象事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

交付対象事業者は、報奨金交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び 状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 知事は、交付対象事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、報奨金交付事業が報奨金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付対象事業者に対し、これらに従って報奨金交付事業を遂行すべきことを命じることができる。
- (2) 交付対象事業者が (1) の命令に違反したときは、知事は、交付対象事業者に対し、 報奨金交付事業の一時停止を命じることができる。

5 是正のための措置

知事は、4の規定による調査等の結果、報奨金交付事業の成果が報奨金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、報奨金交付事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

6 決定の取消し

- (1) 知事は、交付対象事業者が次のアから工までのいずれかに該当したときは、報奨金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。
 - イ 報奨金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 報奨金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反した とき。
 - エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その 他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2)(1)の規定は、第9条の規定により交付すべき報奨金の額を決定した後においても適用する。

7 報奨金の返還

知事は、1又は6の規定により報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、報奨金交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に報奨金が交付されているときは、交付対象事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

8 違約加算金及び延滞金

- (1)交付対象事業者は、6の規定により報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る報奨金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該報奨金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 交付対象事業者は、報奨金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

9 他の補助金等の一時停止等

交付対象事業者が、報奨金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該報奨金、違約加算金 又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について 交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又 は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

10 報奨金調書の作成

交付対象事業者は、この報奨金と報奨金交付事業に係る予算及び決算との関係を明らか にした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

11 帳簿の整理

交付対象事業者は、事業に係る収入を明らかにした帳簿を備え、当該収入について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

12 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

13 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この報奨金の全部又は一部を都に納付させることができる。